

# りさい 罹災者支援マニュアル

本紙は、火災や風水害等の災害で被災された方に向けた、被災後に受けられる支援や手続き、各種届出の方法について掲載した支援マニュアルです。

詳細についてお知りになりたい時や、ご不明な点等がございましたら、各担当部署へお問い合わせください。

川口市 福祉部 福祉総務課

令和8年3月 改訂



## <目次>

### 【生活支援（資金）について】

- 1. 災害見舞金の支給 ..... 1～2ページ
- 2. 生活福祉資金の貸付 ..... 3ページ

### 【お住まいについて】

- 3. 一時避難所の提供 ..... 4ページ
- 4. 市営住宅の入居 ..... 5ページ

### 【ごみの処理について】

- 5. 火災廃棄物の処理 ..... 6～7ページ

### 【証明書の発行について】

- 6. 罹災証明書・罹災届出証明書の交付 ..... 8ページ

### 【各種手続きについて】

- 7. 印鑑登録証の再登録 ..... 9～10ページ
- 8. 税等の減免 ..... 11ページ
- 9. 水道の使用停止・使用開始 ..... 12ページ
- 10. 国民健康保険資格確認書等再交付 ..... 13ページ
- 11. 国民年金等 ..... 14ページ
- 12. 運転免許証 ..... 14ページ
- 13. ライフライン事業者の連絡先 ..... 15ページ
- 14. パスポートの紛失・焼失 ..... 16ページ

# Ⅰ. 災害見舞金の支給

【お問い合わせ】福祉総務課 048-259-7647

## 災害見舞金の支給について

市内にお住まいの方の住宅が災害に遭われた場合に、災害見舞金が支給されます。

**被害の判定基準**（以下の判定は、川口市役所の被害調査に基づき行います。）

### 1. 住家の全部の焼失又は損壊

住家の焼失または損壊した部分の床面積がその住家の延べ面積の7割以上に達したときまたは焼失若しくは損壊した部分の床面積がその住家の7割には達しないが、その住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害

### 2. 住家の3分の1以上の焼失、損壊又は水損

住家の焼失、損壊した部分の床面積がその住家の延べ面積の3割以上7割未満であって、その残存部分に補修を加えることによって再び住家として使用できる程度の被害、水損についてはその家屋の延べ面積の3割以上であって、火災のとき、家屋が水損を被り、一時的に居住できない程度の被害

### 3. 床上浸水等

上記1・2に該当する場合を除き、住家の床上までの浸水による被害又は土砂の堆積のため一時的にその住家に居住することができない程度の被害

被害の区分	金額	
住家の全部の焼失又は損壊	1件につき	100,000円
住家の3分の1以上の焼失又は損壊及び床上浸水並びに水損	1件につき	50,000円
死亡		50,000円
重傷		20,000円
軽傷		10,000円

※受給資格：住民基本台帳に記載されている方

## 日本赤十字社救援物資の配分について

(災害救助法の適用に至らない程度の災害が対象となります)

火災等で家を失い、または一時避難所へ避難を強いられている方に対して、日本赤十字社埼玉県支部では救援物資及び弔慰金を配分しています。

### 1. 救援物資

希望される方は、福祉総務課までご相談ください。

- (1) 布団セット (掛け布団・敷布団・枕・シーツ)
- (2) 毛布もしくは、タオルケット
- (3) 緊急セット (衛生用品・タオル・軍手などの生活用品)

### 2. 弔慰金

死亡または行方不明者1名につき、20,000円を支給します。

但し、一家の生計を維持(家族を扶養)していた方については、30,000円を支給します。

単身者については、一家の生計を維持していますが家族を扶養していないため、20,000円の支給となります。

## 2. 生活福祉資金の貸付

【お問い合わせ】 社会福祉協議会 048-252-1294

### 生活福祉資金貸付制度について

埼玉県社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付制度として、低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯を対象に、災害を受けたことにより臨時に必要な経費や緊急小口資金の貸付を行っています。

これは、火災等、災害を受けたことによる困窮から自立するのに必要な経費をお貸しする制度です。なお、貸付には審査があります。

資金の種類	貸付限度額	貸付利子	連帯保証人
福祉費（災害）	150万円以内	無利子	必要
		年1.5%	不要
緊急小口資金	10万円以内	無利子	不要

※詳細については、川口市社会福祉協議会へお問い合わせください。

## 3. 一時避難所の提供

【お問い合わせ】 福祉総務課 048-259-7647

川口市では、火災や自然災害等により被災された方を対象に「**緊急かつ一時的な避難場所**」として、市営住宅（元郷二丁目住宅・安行領家住宅）をご案内しております。

利用を希望される方は、福祉総務課までご相談ください。

### 利用上の注意

1. 利用期間は、原則**7日間**です。
2. 費用（使用料・光熱水費等）はかかりません。
3. 利用期間中に転居先を確保していただきます。
4. 一時避難所のため、家具や家電等は設置しておりません。
5. 電気と水道のみ使用できます。（ガスは使用できません。）
6. 一時避難所への移動はご自身でお願いします。（駐車場はありません。）
7. 利用を希望する罹災者が多い場合は、共同で利用していただく場合があります。
8. 退室する際は、必ず部屋の清掃をお願いいたします。
9. 破損してしまった箇所がある場合は、原状回復をしていただきます。

## 4. 市営住宅の入居

【お問い合わせ】 住宅政策課 048-242-6325

一時避難中に住まいの確保ができなかった場合、市営住宅に一時的に入居できる場合があります。

### 条件

1. 災害等に遭った日までに、川口市に住民票があり、引き続き川口市に居住していること。
2. 川口市の市民税を滞納していないこと。
3. 災害等の証明書の交付を受けていること。
4. 入居者または同居者が暴力団員でないこと。

### 使用料・敷金

使用料：一時使用する住戸の最も低額の家賃と同額です。

なお、一時使用期間分の使用料は一括納付となり、一時使用期間終了前に退去された場合でも、差額を返金することはできません。

敷 金：なし

### 期間

原則、3ヶ月以内となります。

### その他

入居するにあたり、いくつかの申請書類があります。

**申請から入居まで2～3週間程度かかる場合があります。**

※詳細については、住宅政策課へお問い合わせください。

## 5. 火災廃棄物の処理

【お問い合わせ】戸塚環境センター 048-295-0131

火災により残材等を処理する方は、搬入を希望する日の前日までに戸塚環境センター西棟1階事務所にて説明を受けた後、手続きを済ませてください。

**申請をする場合は、必ず上記「お問い合わせ」までご連絡ください。**

申請は、ご本人の申請となります。

※ご本人による申請が難しい場合は、その旨お電話にてご相談ください。

ご本人による申請ができない理由（証明がない等）によっては、お断りする場合があります。

### 申請にあたり持参していただくもの

**申請者本人または同居家族名義の罹災証明書（原本）**

※罹災証明書の取得方法については、本紙8ページをご参照ください。

**本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）**

### 手続方法

火災廃棄物の処理説明を受けた後に「廃棄物処理手数料減免申請書」及び「火災残材等の廃棄物処理依頼書」に所定の事項を記入し、申請してください。

「廃棄物処理手数料減免申請書」、「火災残材等の廃棄物処理依頼書」は戸塚環境センター西棟1階事務所に用意しています。

### 戸塚環境センターへ搬入（受入）可能なもの

#### 1. 焼け残った家具類

タンス等は壊さずそのまま搬入してください。解体した場合は全て40cm以下に切断してください。

#### 2. 衣類・ふとん類

#### 3. たたみ（4分の1以下に分割（切断）してください。）

#### 4. 木くず（必ず太さ10cm以下・長さ40cm以下に切断してください。それ以上の太さ・長さのものは搬入できません。）

#### 5. 家庭向け電化製品（家庭で使用されていても、事業向けに製造された製品は搬入不可）

※通常では搬入禁止ですが、家庭火災によるものに限り、家電リサイクル法の指定品目（冷蔵庫・テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン）及びパソコンを受け入れます。申請の際に台数等を申し出てください。

※冷蔵庫搬入の際は、庫内の食物等を事前に捨て、中を空にして積んでください。

※工場・店舗・事業所（共同住宅等を含む）での火災残材（事業所火災）の場合は、家庭火災による場合と比べ搬入できるものがかなり限られます。（紙くず・木くず・繊維くずのみ）

## 戸塚環境センターへ搬入（受入）不可能なもの（家庭火災・事業所火災共通）

1. 機械類及び焼却灰、かわら、ガラ、カベ土、コンクリート、残土、石、断熱材、モルタル、土砂等の埋立処分するもの。

2. 住宅設備や建築廃材に該当するもの。（建物に付随する設備機器・配管・水回り関係物品他）

※ごみ搬入受付で搬入できないと判断された物はお持ち帰りいただき、民間の廃棄物処理業者等にご依頼ください。

※家庭火災の場合でも、他に搬入（受入）できないものがあります。

具体的には「川口市家庭ごみの分け方・出し方」冊子をご確認ください。

※搬入（受入）できるか不明なもの等がございましたら、事前にお問い合わせください。

## 遵守事項

火災残材を搬入する前に、以下のことを必ず守ってください。

(1) 火災が鎮火してから48時間（丸2日）を経過していないと搬入できません。

(2) 火災の残材等は種類別（燃えるごみと粗大ごみ）に分けて車に積んでください。

（ごみの種類により降ろす場所が違うためです。）

例）衣類等の燃えるごみと家電製品や家具類等の粗大ごみに分ける。

(3) 分別を徹底し、混載しないでください。（混載と認められる積載については、搬入を禁止します。）

(4) ごみ搬入受付に行く前に、必ず事務所に立ち寄り、搬入物の事前検査を受けてください。

(5) 焼却ピットでの残材の投入は機械等ではなく搬入者ご自身が手降ろしで行ってください。

また、アームロール車、ダンプカーによる焼却ピットでのダンプ行為は禁止です。

これは、火災残材の積載物の中に搬入禁止物があった場合、焼却炉の故障に繋がりにかねないためです。

(6) トラック等の積載にあたっては、積載物の落下防止、焼却ピットでのごみ投入時の危険防止のため、必要以上に高くなるような積載はしないでください。

また、受付時に搬入物の確認をするうえでも余裕をもった積載にご協力ください。

(7) ごみ搬入受付の時間は下記のとおりです。

【平日のみ】午前9時から午前11時30分まで / 午後1時から午後4時まで

※土・日・祝日は受付できません。

※搬入物の事前検査がありますので、各終了時間の30分前には事務所にお越しください。

(8) 処理手数料の減額は次のとおりです。

① 工場・事業所・店舗等の火災残材（住宅部分を除く）・・・・・・・・・・5割減額

② 一般家庭等の火災残材（住宅分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・免除

(9) 搬入が全て完了した時は、事務所とごみ搬入受付にその旨を必ず申し出てください。

## 6. 罹災証明書・罹災届出証明書の交付

### 【お問い合わせ】

消防局（予防課） 048-261-8379（火災）

危機管理課 048-242-6357（火災以外）

市内で発生した火災や地震・風水害などの災害によって被害を受けた方に「罹災証明書」または「罹災届出証明書」を交付いたします。

### 罹災証明書

災害（火災・地震・風水害等）による家屋の倒壊などの被害を受けた場合に証明を行います。

税の減免申請又は猶予等に使用されますが、罹災証明書の交付をもって**必ずしも税が減免されるわけではありません。**

### 罹災届出証明書

家屋以外の場合や被害と災害の因果関係が確認できない家屋の場合に、被害を受けたという届出がされたことについて証明を行います。**※被害の程度を証明するものではありません。**

お使いの保険会社への申請等に使用します。罹災届出証明書で手続きが可能か否かにつきましては、ご契約の保険会社にご確認ください。

### 申請方法（火災を除く）

罹災証明書及び罹災届出証明書の申請方法は、窓口及び郵送、電子申請の3つがあります。

各申請の方法につきましては、下記 URL または二次元コードをご参照ください。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01040/010/7/risaishoumei/2985.html>



# 7. 印鑑登録証の再登録

【お問い合わせ】 市民課 048-271-9259

印鑑登録証（カードまたは手帳）を焼失（紛失・破損を含む）してしまった場合、印鑑登録証明書を発行することができなくなりますので、**印鑑登録の廃止と再登録**が必要です。

## 印鑑登録の方法

本人確認の方法	必要なもの
<b>本人確認書類による確認方法</b> (即日登録可)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人確認書類（官公署が発行した有効期限内の写真付証明書） 例) 運転免許証・パスポート・特別永住者証明書・在留カード・マイナンバーカード（個人番号カード）</li><li>・ 登録する印鑑</li><li>・ 手数料（400円）</li><li>・ 申請書（窓口にあります）</li></ul>
<b>保証人による方法</b> (即日登録可)  <b>※注意</b> 川口市に印鑑登録をしている方を保証人として登録する方法です。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人確認書類（資格確認書・年金手帳等）</li><li>・ 登録する印鑑</li><li>・ 手数料（400円）</li><li>・ 印鑑登録申請書の保証人欄に、保証人が自筆で記入し、登録印を押印した申請書</li></ul>
<b>照会書による方法（本人来庁）</b> (即日登録不可)  <b>※注意</b> 印鑑登録の申請受付後、本人あてに照会書を送付します。	<p>&lt;窓口で2度のお手続きが必要です&gt;</p> <p>(1) 申請時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人確認書類（資格確認書・年金手帳等）</li></ul> <p>※申請受付後、本人の住所あてに照会書（兼回答書）を転送不要の簡易書留で郵送します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 登録する印鑑</li><li>・ 申請書（窓口にあります）</li></ul> <p>(2) 回答書持参時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人確認書類（資格確認書・年金手帳等）</li><li>・ 照会書（兼回答書）</li></ul> <p>※照会書下欄の回答書に本人が必要事項を記入し、登録する印鑑を押印のうえ、申請から30日以内に登録申請をした窓口にご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 登録する印鑑</li><li>・ 手数料（400円）</li></ul>

次ページに続く→

本人確認の方法	必要なもの
<p><b>照会書による方法（代理人来庁）</b> （即日登録不可）</p> <p><b>※注意</b> 印鑑登録の申請受付後、本人あてに照会書を送付します。 登録者本人の自筆で必要事項を記入して、本人または代理人が持参してください。</p>	<p>&lt;窓口で2度のお手続きが必要です&gt;</p> <p>（1）申請時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者本人が署名・押印した委任状 （委任状に押す印鑑は登録する印鑑をご使用ください）</li> <li>・登録者本人の本人確認書類</li> <li>・代理人の本人確認書類</li> </ul> <p>※申請受付後、本人の住所あてに照会書（兼回答書）を転送不要の簡易書留で郵送します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録する印鑑</li> <li>・申請書（窓口にあります）</li> </ul> <p>（2）回答書持参時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者本人の本人確認書類</li> <li>・代理人の本人確認書類</li> <li>・照会書（兼回答書）</li> </ul> <p>※照会書下欄の回答書及び委任状に本人が必要事項を記入し、登録する印鑑を押印のうえ、申請から30日以内に登録申請をした窓口にご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録する印鑑</li> <li>・手数料（400円）</li> </ul>

## 8. 税等の減免

【お問い合わせ】	固定資産税課	048-259-7641
	市民税課	048-259-7234 7635 7636
	国民健康保険課	048-259-7669
	介護保険課	048-259-7295 7296
	納税課	048-259-7949
	高齢者保険事業室	048-259-7653

下記の税の減免が受けられる場合があります。

詳細につきましては、各担当課へお問い合わせください。

### 固定資産税・都市計画税（担当：固定資産税課）

災害により、大きな被害に遭われた方は、損害の程度に応じて固定資産税・都市計画税の減免を受けられる場合があります。

### 個人市民税（担当：市民税課）

災害により、大きな被害に遭われた方は、損害の程度に応じて個人市民税の減免を受けられる場合があります。

### 国民健康保険税（担当：国民健康保険課）

災害やその他特別な事情により、生活が著しく困窮し納付が困難なときは、減免や徴収猶予が受けられる場合があります。

### 介護保険料、利用者負担額（担当：介護保険課）

災害により住宅、家財又はその他の財産について、著しい損害を受けた方は減免を受けられる場合があります。

### 後期高齢者医療保険料（担当：高齢者保険事業室）

災害により住宅、家財又はその他の財産について、著しい損害を受けた方は減免を受けられる場合があります。

### その他

市税の納付方法等に関するご相談は、納税課へお問い合わせください。

## 9. 水道の使用停止・使用開始

【お問い合わせ】川口市上下水道局お客様センター  
048-250-3871

### 水道の使用停止

使用している水道を今後使用しない場合は、川口市上下水道局お客様センターへ電話もしくはインターネットで**使用停止の手続き**を行ってください。

○お電話での手続きの際は、以下の事項についてお話しください。

- (1) 使用を停止する水道の住所
- (2) 使用を停止する水道の水栓番号
- (3) 使用を停止する日
- (4) 使用を停止する使用者の電話番号

### 水道の使用開始

水道を新たに使用する場合は、川口市上下水道局お客様センターへ電話もしくはインターネットで**使用開始の手続き**を行ってください。

○お電話での手続きの際は、以下の事項についてお話しください。

- (1) 使用を開始する水道の住所
- (2) 使用を開始する水道の水栓番号
- (3) 使用を開始する日
- (4) 使用を開始する使用者の電話番号

### 受付時間【川口市上下水道局お客様センター】

平日：8時30分～19時00分 / 土曜日：9時00分～17時00分

※日曜、祝日及び12月29日から1月3日はお休みとなります。

### インターネット手続きURL

<https://www.water-kawaguchi.jp/riyousha/1001474/1001476.html>



# 10. 国民健康保険資格確認書等再交付

【お問い合わせ】 国民健康保険課	048-259-7669
介護保険課	048-259-7294
	7295
	7296
高齢者保険事業室	048-259-7653

資格確認書・資格情報のお知らせ、保険証が焼失・滅失してしまった場合には、再発行の手続きが必要です。

保険の種類に応じて、各担当課へお問い合わせください。

## 国民健康保険について

国民健康保険課

## 介護保険について

介護保険課

## 後期高齢者医療保険について

高齢者保険事業室

## その他

社会保険・組合保険等については、各社会保険事務所・保険組合等にお問い合わせください。

## 11. 国民年金等

【お問い合わせ】 国民年金課 048-259-7666  
浦和年金事務所 048-831-1638 (代表)

基礎年金番号通知書（年金手帳）の焼失や滅失等により再発行を希望する方には、基礎年金番号通知書を発行いたします。年金の種類に応じて、お問い合わせください。

### 国民年金の場合

浦和年金事務所または川口市国民年金課

### その他の年金の場合

勤務先などを通じてお問い合わせください。

※災害等によって財産に相当な被害を受け、保険料の納付が困難となった場合は、ご本人からの申請に基づき、保険料の納付が免除される制度があります。

## 12. 運転免許証

【お問い合わせ】 埼玉県警察（運転免許課）  
048-543-2001

運転免許証が焼失や滅失してしまった場合には、再交付が必要です。

以下の施設にて再交付申請をお願いいたします。

- ・埼玉県運転免許センター(鴻巣市)
- ・再発行・国外運転免許センター(大宮ソニックシティビル4階)

※再交付申請は、最寄りの警察署では手続きできないので、ご注意ください。

# 13. ライフライン事業者の連絡先

【お問い合わせ】下記のとおり

## 電話関係

NTT東日本株式会社 埼玉支店

**電 話**：116（局番なし）

0120-116-000（フリーダイヤル）

※「フリーダイヤル」は携帯電話・PHS・NTT東日本以外の固定電話の場合

**受付時間**：9時00分～17時00分（平日・土日祝）※年末年始を除く

※お知らせいただく内容（お使いの電話番号／電話のご契約者名義）

## 電気関係

東京電力エナジーパートナー株式会社 埼玉カスタマーセンター

**電 話**：0120-995-441（フリーダイヤル）

**受付時間**：9時00分～17時00分（月曜日～土曜日）※休祝日を除く

## ガス関係

東京ガスお客様センター

**電 話**：0570-00-2211

**受付時間**：9時00分～19時00分（月曜日～土曜日）

9時00分～17時00分（日曜日・祝日）

その他については、個別にお問い合わせください。

# 14. パスポートの紛失・焼失

【お問い合わせ】川口市パスポートセンター  
048-241-8010

災害等により有効期間中の旅券を紛失・焼失等した場合は、「紛失届」の提出が必要です。  
紛失届提出後、希望により新規旅券を申請できます。(旅券交付まで約2週間かかります)  
ご希望の方は、来所される前に川口市パスポートセンターまでお問い合わせください。  
ただし、**紛失届の代理提出はできません**ので、必ず本人がお越しくください。

## 紛失届の手続きに必要な書類等

### 1. 紛失一般旅券等届出書（1通）

パスポートセンターでご記入いただく書類です。

### 2. 写真（1枚）

提出前6ヶ月以内に撮影された国際規格に従ったもの。

写真サイズは「縦4.5cm×横3.5cm」のものをご用意ください。

### 3. 罹災証明書（1通）

※罹災証明書の取得方法については、本紙8ページをご参照ください。

### 4. 本人確認の書類

届出内容を確認するため、以下の1点もしくは2点をご持参ください。

#### 1点の場合

官公署が発行した有効期限内の写真付証明書

例) 運転免許証・身体障害者手帳（写真付）・マイナンバーカード（個人番号カード）・  
宅地建物取引士証 など

#### 2点の場合

以下の中から「①+①」または「①+②」の組み合わせ ※「②+②」は不可

①官公署が発行した有効期限内の証明書類（写真がないもの）

例) 国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療等の制度の資格確認書・

介護保険被保険者証・国民年金手帳（証書）・こども医療費受給資格証・6ヶ月以内に  
取得した印鑑登録証明書+登録印 など

②官公署以外が発行した有効期限内の写真付証明書

例) 学生証・会社の身分証明書 など

※ご質問やご不明点等につきましては、川口市パスポートセンターまでお問い合わせください。





**【お問い合わせ】**

**川口市役所 福祉総務課 社会係**

**住所：川口市中青木 1-5-1**

**川口市役所 第三庁舎 4階**

**電話：048-258-1110（代表）**

**048-259-7647（直通）**